

総社市告示第100号

総社市住宅用スマートエネルギー導入促進補助金交付要綱（平成29年総社市告示第28号）の一部を次のように改正する。

平成29年7月21日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を同表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
補助対象機器	要件	補助対象機器 設置完了日	補助対象機器	要件	補助対象機器 設置完了日
略			略		
高性能建材(ガラス・窓・断熱材)	一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)が、省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業)における補助対象製品に指定しているものであること。	出荷証明書又は施工証明書の日付	高性能建材(ガラス・窓・断熱材)	一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)が住宅省エネリノベーション促進事業費補助金における補助対象製品であるものであること。	出荷証明書又は施工証明書の日付
家庭用リチウムイオン蓄電池システム	一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)が、省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)支援事業))における補助対象製品に指定しているものであること。	保証書の日付	家庭用リチウムイオン蓄電池システム	一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)が住宅省エネリノベーション促進事業費補助金における補助対象機器であるものであること。	保証書の日付
エネファーム(家庭用燃料電池)	一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)が、燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金(家庭用燃料電池システム	保証書の日付	エネファーム(家庭用燃料電池)	一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)による民生用燃料電池導入支援補助金における補助対象機器であるものであること。	保証書の日付

	導入支援事業)における補助対象機器 に指定しているものであること。				
略			略		

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。